

## 答申

### 第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

#### 1 平成15年4月4日付け15土監第1890号による諮問（以下「平成15年度諮問2号」という。）について

香川県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定（以下「本件処分1」という。）により非公開とした部分のうち、別表1の公開している部分を公開すべきである。

#### 2 平成15年5月23日付け15土監第10964-2号による諮問（以下「平成15年度諮問12号」という。）について

実施機関が一部公開決定（以下「本件処分2」という。）により非公開とした部分のうち、別表2の公開している部分を公開すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の公開請求

##### (1) 平成15年度諮問2号関係

異議申立人は、平成15年2月28日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「新条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

(ア) 甲法人の〇〇の採石場の跡地の埋め戻しに関する一切の文書（同社から提出された埋め戻しに関する計画書類、採石法に基づく知事の認可に関連して提出された埋め戻しに関する計画・森林法に基づく知事の許可に関連して提出された埋め戻しに関する計画の各計画について記載された文書を含む。）（以下「本件請求1の（ア）」という。）

(イ) 甲法人から提出された〇〇設置等の廃棄物処理に関する事前協議に関する書類・許認可申請関係書類（以下「本件請求1の（イ）」という。）

(ウ) 甲法人の〇〇の採石場の跡地に関する〇〇設置等の廃棄物処理に関する事前協議に関する書類・許認可申請書類（以下「本件請求1の（ウ）」という。）

##### (2) 平成15年度諮問12号関係

異議申立人は、平成15年3月18日付けで、新条例第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

(ア) 甲法人から提出された採石法及び森林法に基づく知事の許認可に係る各申請書に関連して提出された「跡地整備計画書」「跡地復旧計画書」「事業計画書」その他の跡地の復旧ないし整備に関する一切の文書（以下「本件請求2の（ア）」とい

う。)

- (イ) 甲法人から提出された採石法及び森林法に基づく知事の許認可に係る各申請関連書類（一切の地図・図面類を含む。）（以下「本件請求2の（イ）」という。）
- (ウ) 甲法人に対して香川県及び香川県知事から通知した一切の文書の起案文書及び各通知文書の控え（以下「本件請求2の（ウ）」という。）
- (エ) 採石法33条の10の規定に基づく一切の届け出に関する文書（以下「本件請求2の（エ）」という。）
- (オ) 採石法32条の8の規定に基づく一切の届け出に関する文書（以下「本件請求2の（オ）」という。）

## 2 実施機関の決定

### (1) 平成15年度諮問2号関係

実施機関は、平成15年3月18日付けで、本件請求1の（ア）については、次の行政文書を特定し、別表1の非公開部分が香川県公文書公開条例（昭和61年香川県条例第30号。以下「旧条例」という。）第6条2号に該当するとして本件処分1を行い、本件請求1の（イ）及び（ウ）については、行政文書が不存在として非公開決定を行い、異議申立人に通知した。

- (ア) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった林地開発許可申請書の添付書類のうち「事業計画書」及び「跡地復旧計画図」（以下「本件行政文書1」という。）
- (イ) 平成〇年〇月及び平成〇年〇月に甲法人から申請のあった採取計画認可申請書の添付書類のうち「跡地整備計画書」（以下「本件行政文書2」という。）

### (2) 平成15年度諮問12号関係

実施機関は、平成15年4月15日付けで、本件請求2の（ア）、（イ）及び（ウ）については、次の行政文書を特定し、別表2の非公開部分が旧条例第6条該当号に記載の各号に該当するとして本件処分2を行い、異議申立人に通知した。

- (ア) 昭和〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」（以下「本件行政文書3」という。）
- (イ) 昭和〇年〇月〇日付け〇〇事務所長からの副申文書（以下「本件行政文書4」という。）
- (ウ) 昭和〇年〇月〇日付けで起案した「採取計画の認可について（意見聴取）」の起案文書（以下「本件行政文書5」という。）
- (エ) 昭和〇年〇月〇日付けで起案した「採取計画認可について」の起案文書（以下「本件行政文書6」という。）
- (オ) 昭和〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」（以下「本件行政文書7」という。）
- (カ) 昭和〇年〇月〇日付け〇〇事務所長からの副申文書（以下「本件行政文書8」という。）

- いう。)
- (キ) 昭和○年○月○日付けで起案した「採石法第33条の6の規定による意見聴取について」の起案文書(以下「本件行政文書9」という。)
  - (ク) 昭和○年○月○日付けで起案した「採取計画認可について」の起案文書(以下「本件行政文書10」という。)
  - (ケ) 平成○年○月○日で甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」(以下「本件行政文書11」という。)
  - (コ) 平成○年○月○日付け○○事務所長からの副申文書(以下「本件行政文書12」という。)
  - (サ) 平成○年○月○日付けで起案した「採石法第33条の6の規定による意見聴取について」の起案文書(以下「本件行政文書13」という。)
  - (シ) 平成○年○月○日付けで起案した「採取計画認可について」の起案文書(以下「本件行政文書14」という。)
  - (ス) 平成○年○月に甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」(以下「本件行政文書15」という。)
  - (セ) 平成○年○月○日付け土庄土木事務所長からの副申文書(以下「本件行政文書16」という。)
  - (ソ) 平成○年○月○日付けで起案した「採石法第33条の6の規定による意見聴取について」の起案文書(以下「本件行政文書17」という。)
  - (タ) 平成○年○月○日付けで起案した「採取計画認可について」の起案文書(以下「本件行政文書18」という。)
  - (チ) 平成○年○月○日付けで甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」(以下「本件行政文書19」という。)
  - (ツ) 平成○年○月○日付け○○事務所長からの副申文書(以下「本件行政文書20」という。)
  - (テ) 平成○年○月○日付けで起案した「採石法第33条の6の規定による意見聴取等について」の起案文書(以下「本件行政文書21」という。)
  - (ト) 平成○年○月○日付けで起案した「岩石採取計画の認可について」の起案文書(以下「本件行政文書22」という。)
  - (ナ) 平成○年○月○日で甲法人から申請のあった「採取計画の変更認可申請書」及び「同添付書類」(以下「本件行政文書23」という。)
  - (ニ) 平成○年○月○日付け○○事務所長からの副申文書(以下「本件行政文書24」という。)
  - (ヌ) 平成○年○月○日付けで起案した「採石法第33条の6の規定による意見聴取等について(変更認可)」の起案文書(以下「本件行政文書25」という。)
  - (ネ) 平成○年○月○日付けで起案した「採取計画の変更認可申請書の添付書類の追加

- について」の起案文書(以下「本件行政文書26」という。)
- (ノ) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「岩石採取計画の変更の認可について」の起案文書(以下「本件行政文書27」という。)
  - (ハ) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった「登録事項変更届書」(以下「本件行政文書28」という。)
  - (ヒ) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採石業者登録事項の変更について」の起案文書(以下「本件行政文書29」という。)
  - (フ) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった「登録事項変更届書」(以下「本件行政文書30」という。)
  - (ヘ) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採石業者登録事項の変更について」の起案文書(以下「本件行政文書31」という。)
  - (ホ) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった林地開発許可申請書及び同添付書類(以下「本件行政文書32」という。)
  - (マ) 平成〇年〇月〇日付け甲法人の林地開発許可申請に係る意見照会についての起案文書(以下「本件行政文書33」という。)
  - (ミ) 平成〇年〇月〇日付け甲法人への林地開発許可についての起案文書(以下「本件行政文書34」という。)
  - (ム) 平成〇年〇月〇日付け甲法人から提出された林地開発行為事前指導申出書及び同添付書類(以下「本件行政文書35」という。)
  - (メ) 平成〇年〇月〇日付け甲法人林地開発行為事前指導申出に係る意見照会についての起案文書(以下「本件行政文書36」という。)
  - (モ) 平成〇年〇月〇日付け甲法人の林地開発事前指導申出の意見の通知に係る起案文書(以下「本件行政文書37」という。)
  - (ヤ) 平成〇年〇月〇日付け甲法人から提出された報告書(以下「本件行政文書38」という。)
  - (ユ) 平成〇年〇月〇日付け甲法人への林地開発事前指導の終了の通知に係る起案文書(以下「本件行政文書39」という。)
  - (ヨ) 平成9年7月28日付けで甲法人から申請のあった林地開発許可申請書及び同添付書類(以下「本件行政文書40」という。)
  - (ラ) 平成〇年〇月〇日付け甲法人への林地開発許可についての起案文書(以下「本件行政文書41」という。)
  - (リ) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出された林地開発行為変更届取下書(以下「本件行政文書42」という。)
  - (ル) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出された林地開発行為変更届(以下「本件行政文書43」という。)
  - (レ) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人の林地開発行為変更届の受理についての起案文

書(以下「本件行政文書44」という。)

また、同日付けで、本件請求2の(ウ)については、上記行政文書とは別に次の行政文書を特定して公開決定を行い、本件請求2の(エ)及び(オ)については、行政文書が不存在として非公開決定を行い、異議申立人に通知した。

- (ア) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採石法の指導について」の起案文書
- (イ) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採石法の指導について」の起案文書
- (ウ) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採石法の指導について」の起案文書
- (エ) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人に通知した残置森林の適正な維持管理についての起案文書

### 3 異議申立て

異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により実施機関に対し、平成15年3月23日付けで本件処分1を不服とする異議申立てを、平成15年5月1日付けで本件処分2を不服とする異議申立てをそれぞれ行った。

## 第3 異議申立ての内容

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、いずれも「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立書において主張している理由は、いずれもおおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、香川県の情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」は、香川県の情報公開条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、香川県行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

## 第4 実施機関の説明の要旨

非公開理由等説明書による説明は、おおむね次のとおりである。

### 1 平成15年度諮問2号関係

- (1) 旧条例第6条第2号の該当性について

旧条例第6条第2号本文においては、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものについては、公開しないことができる」と規定されている。

これは、法人等の事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、法人等に不利益を与えると認められる情報については、非公開とする趣旨から設けられた規定である。

「不利益を与えることが明らかであると認められるもの」とは、生産技術上、販売上のノウハウに関する情報、経理、人事等内部管理に属する情報で、公開することにより、法人等の事業活動が損なわれると認められるもの、その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報であるとされている。

(ア) 法人の印影

我が国における法人の印影に対する信用度や意思確認としての重要な機能等に照らせば、事業活動等の営業上の秘密に関する情報に該当する。

したがって、「法人の印影」は、本号本文に該当する。

## 2 平成15年度諮問12号関係

(1) 旧条例第6条第2号の該当性

(ア) 「法人の印影」は、我が国における法人の印影に対する信用度や意思確認としての重要な機能等に照らせば、事業活動等の営業上の秘密に関する情報に該当する。

(イ) 「契約、協定及び同意関係書類」は、次のとおりである。いずれも甲法人及び同意等をした当該法人等双方にとって、事業活動を行ううえでの重要な内部管理に属する情報である。

ア 「〇〇有地使用願の承認書」及び「賃貸借契約書」は、甲法人が〇〇に対し、〇〇有地の使用を依頼する旨の書面又はそれを賃貸する旨の契約書であり、当該土地の使用料等の具体的な契約内容が記載され、双方の印影が押捺されている。

イ 「碎石搬出に伴う荷積施設の設置に関する契約書」は、甲法人が特定の法人との間において締結した契約書であり、碎石搬出に伴う荷積施設の使用の条件、期間等の具体的約定内容が記載され、契約当事者の各印影が押捺されている。

ウ 「土地使用貸借契約書」は、甲法人が個人から土地の使用貸借を受ける旨の契約書であり、対象土地、使用目的、期間等の具体的約定内容が記載され、契約当事者の各印影が押捺されている。

エ 「不動産賃貸借契約書」は、甲法人が個人から不動産の賃貸借を受ける旨の契約書であり、対象不動産、使用目的、期間、賃料等の具体的約定内容が記載され、契約当事者の各印影が押捺されている。

オ 「土地賃貸借契約書」及び「協定書」は、特定の法人が個人から不動産の賃貸借を受ける旨の契約書（個人の立会人あり）及びこれに関し甲法人が特定の法人に対し一定の負担をすること等を定めた協定書であり、契約書には契約当事者及

び立会人の各印影が、協定書には協定当事者の各印影が押捺されている。

- (ウ) 「印鑑証明書」は、登記官作成に係る印鑑証明書であり、いわゆる実印の印影を示すものであり、事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報である。
- (エ) 「協定締結状況一覧表」は、甲法人と締結している協定書の締結年月日、締結者の名称等が記載されており、甲法人にとって、事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報である。
- (オ) 「林地開発行為施行能力に関する申告書の主たる取引金融機関及び納税額」について、取引金融機関名は、具体的取引関係に属する情報として営業秘密に属する性質を有するといえることができる。また、納税額は、財務状況に密接な関係を有する事項であり、経営状況を推知することが可能となる性質を有する情報といえる。したがって、公開された場合には、企業上の秘密を明らかにすることとなり、第三者によって恣意的な経営分析や偏った評価がなされ、事業活動が阻害されるおそれが生じる。
- (カ) 「損益計算書、製造原価報告書、貸借対照表、財務諸表注記事項及び利益金処分計算書（案）」は、財産状況及び経営状況を推知することが可能な情報であって、企業上の秘密に属する性質を有する。
- (キ) 「納税証明書」は、〇〇税務署長、〇〇事務所長及び〇〇長作成に係る甲法人のものであり、納税額は、財務状況に密接な関係を有する事項であり、経営状況を推知することが可能となる性質を有する情報といえる。したがって、公開された場合には、企業上の秘密を明らかにすることとなり、第三者によって恣意的な経営分析や偏った評価がなされ、事業活動が阻害されるおそれが生じる。
- (ク) 「残高証明書」は、金融機関作成に係る甲法人名義の預金の残高証明書であり、金融機関との具体的取引関係及び資金関係に関する情報であるから、企業上の秘密に属する情報である。
- (ケ) 「林地開発許可に係る概要のうち、隣接同意の備考欄1箇所」、「審査結果のうち隣接同意の備考欄1箇所」は、開発行為をしようとする土地の隣接地の同意の取得状況を記載しており、甲法人にとって、事業活動を行ううえでの重要な内部管理に属する情報である。
- (コ) 「特定の法人との念書の写し」は、特定の法人に対し差し入れた念書であり、甲法人側の解釈及び見込が記載されており、事業活動を行ううえでの重要な内部管理に属する情報である。
- (サ) 「工事請負契約書の甲法人の印影、請負者の名称、所在地及び印影」について、印影は、我が国における法人の印影に対する信用度や意思確認としての重要な機能等に照らせば、事業活動等の営業上の秘密に関する情報に該当し、請負者に関する事項は、具体的取引関係に属する情報として営業秘密に属する性質を有するといえることができる。

- (シ) 「採石事業終了後の跡地の取扱いについての甲法人の印影及び地権者との了承事項」について、印影は、我が国における法人の印影に対する信用度や意思確認としての重要な機能等に照らせば、事業活動等の営業上の秘密に関する情報に該当し、地権者との了承事項は、土地所有者との間で締結した賃貸借契約書、特定の法人との間で締結した契約書及び特定の法人に対し差し入れた念書について、甲法人側の解釈又は見込みが記載されており、甲法人にとって、事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報である。
- (ス) 「理由書のうち、甲法人の印影及び対応策2」について、印影は、我が国における法人の印影に対する信用度や意思確認としての重要な機能等に照らせば、事業活動等の営業上の秘密に関する情報に該当し、対応策2は、採石場の一部の土地に設定されている抵当権の被担保債務の弁済に関する事項が記載されており、甲法人にとって事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報である。
- (セ) 「理由書のうち、対応策1」は、甲法人が採石場の一部の土地をその所有者（個人）から賃借している件に関し、所有者の氏名、契約期限、更新についての考え方等が記載されており、甲法人にとって事業活動を行ううえでの重要な内部管理に関する情報である。
- (ソ) 「理由書のうち、対応策4」は、採石場に隣接する特定の土地（複数）について、採石業に関する同意を得られる見込み並びに同意を得られない状況及びその理由・事情が記載されており、甲法人にとって、利害関係人（隣接土地所有者）との交渉の経過・現状及び今後の見込みといった情報は、事業活動を行ううえでの重要な内部管理に属する情報である。
- (タ) 「甲法人から提出された報告書のうち、甲法人の印影及び水産課関係の対応策」について、印影は、我が国における法人の印影に対する信用度や意思確認としての重要な機能等に照らせば、事業活動等の営業上の秘密に関する情報に該当し、水産課関係の対応策は、事業活動等の営業上の秘密に関する情報に該当する。
- (チ) 「変更の理由のうち、隣接地所有者の氏名及び契約の内容」は、隣接者との契約の内容が記載されており、甲法人にとって、重要な内部管理に属する情報である。
- (ツ) 「上申書」は、甲法人が採石場内の国有地（農道、水路）の取扱いについて知事宛に上申した書面であり、用途廃止の申請手続に関し、利害関係人（個人）との交渉の経過・現状及び今後の見込みが記載され、甲法人の印影が押捺されており、甲法人にとって、事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報である。
- (テ) 「跡地整備計画書の別紙「資金証明書」」は、金融機関作成に係る甲法人名義の預金の残高証明書であり、金融機関との具体的取引関係及び資金関係に関する情報であるから、企業上の秘密に属する情報である。

以上のことから、これらの部分は、本号の非公開理由に該当する



(2) 旧条例第6条第1号の該当性

旧条例第6条第1号本文においては、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものについては、公開しないことができると規定されている。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報は、原則として非公開とすることを定めたものであり、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であるかどうか不明確である場合も含めて、個人に関する情報は、非公開を原則としている。

以上の観点及び各文書の性格から判断すれば、次の部分については、明らかに特定の個人が識別され得る個人に関する情報であるため、本号本文の非公開理由に該当する。

- (ア) 廃土廃石の処理についてのうち、採石業務管理者の印影
- (イ) 採石業務管理者試験合格証のうち、合格者(採石業務管理者)の本籍及び生年月日
- (ウ) 火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年齢並びに火薬類取扱保安責任者の氏名(従業員に限る)、印影及び保安手帳番号
- (エ) 火薬類消費計画書のうち、作成者の氏名及び印影、火薬類取扱所責任者氏名、火工所責任者氏名、発破場所責任者氏名、従事者氏名、保安手帳又は従事者手帳番号
- (オ) 契約、協定及び同意関係書類
- (カ) 誓約書のうち、地番及び所有者の氏名
- (キ) 印鑑登録証明書
- (ク) ○○長の意見のうち、特定の団体の代表者の印影
- (ケ) 採取計画認可の起案文書発送欄の個人の署名
- (コ) 理由書のうち、対応策1
- (サ) 理由書のうち、対応策4
- (シ) 変更の理由のうち、隣接地所有者の氏名及び契約の内容
- (ス) 採取計画認可の起案文書発送欄の個人の印影
- (セ) 誓約書の個人の印影及び住所
- (ソ) 土地に関する権利の取得状況(事業区域内)のうち、同意状況及び備考の各欄
- (タ) 土地に関する権利の取得状況(隣接地)
- (チ) 林地開発行為施行能力に関する申告書のうち、主な役員及び技術者の年齢、在勤年数及び学歴
- (ツ) 受領書のうち、受領者の住所、氏名及び印影

### (3) 旧条例第6条第5号の該当性

旧条例第6条第5号においては、県の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、争訟等の事務に関する情報で、公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものは、公開しないことができると規定されている。

これは、行政が行う事務事業に関する情報の中には、事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすものがあり、また、事務事業実施後であっても、公開することにより、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすものについて非公開としたものである。

本号に該当するとして非公開としたものは、次の部分である。

- (ア) 契約、協定及び同意関係書類
- (イ) 上申書
- (ウ) 理由書のうち、対応策4
- (エ) 土地に関する権利の取得状況（隣接地）
- (オ) 林地開発許可に係る概要のうち、隣接同意の備考欄1箇所
- (カ) 審査結果のうち、隣接同意の備考欄1箇所

ただし、上記の部分のうち、次に掲げる情報が記載された部分については、異議申立てを受けて再度検討を行った結果、異議申立てに理由があることから、公開することとする。

- (ア) ○○有地使用承認書
- (イ) ○○有地使用に係る○○の同意書又は○○有地賃貸借契約書（契約金額及び甲法人の印影を除く。）
- (ウ) 特定の土地の使用等についての地元（自治会等）の同意書（個人の印影を除く。）
- (エ) 林地開発施工の隣接同意書のうち、○○の同意に係るもの
- (オ) 土地に関する権利の取得状況（個人に係るものを除く。）

## 第5 審査会の判断理由

### 1 判断における基本的な考え方について

新条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄

与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、新条例の施行日である平成12年10月1日前に作成し、又は取得した旧条例第2条第1項に規定する公文書に該当する行政文書であって平成18年4月1日以前の公開請求の対象となったものについては、新条例附則第3項の規定により、旧条例第6条各号の解釈、運用が適正であったか否かにより非公開情報の該当性について判断するものである。

また、非公開情報の該当性の判断に当たっては、実施機関が主張する非公開理由のうちのいずれかに該当すると判断した情報については、他の非公開理由の該当性についての判断は行わないものである。

## 2 審査の併合について

「平成15年度諮問2号」及び「平成15年度諮問12号」は、同一の異議申立人に係るものであり、相互に関連している事案であるため併合して審査する。

## 3 本件行政文書の内容等について

### (1) 平成15年度諮問2号関係

#### (ア) 本件行政文書1

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされており、本件行政文書1は、平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出された申請書の添付書類のうちの「事業計画書」及び「跡地復旧計画書」である。

なお、本件行政文書1は、本件行政文書32の添付書類と同一文書である。

#### (イ) 本件行政文書2

採石法第33条（昭和25年法律第291号）の規定により、採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石採取場ごとに採取計画を定め、その所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならないこととされており、本件行政文書2は、採石法第33条の規定に基づき、平成〇年〇月及び平成〇年〇月に甲法人から提出された申請書の添付書類のうちの「跡地整備計画書」である。

なお、本件行政文書2は、本件行政文書11及び15の添付書類と同一文書である。

### (2) 平成15年度諮問12号関係

(ア) 本件行政文書3ないし31

採石法第33条の規定により、採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石採取場ごとに採取計画を定め、その所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならないこと、さらに、採石法第33条の5の規定により、同法第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならないとされている。

また、同法第32条の7の規定により、採石業者は登録事項に変更が生じた場合、都道府県知事にその旨を届出なければならないとされている。

本件行政文書3ないし31は、これらの規定に基づき、甲法人から提出された申請書又は届出書及びその認可又は通知等に係る起案文書であり、各文書の詳細については、次のとおりである。

- ア 本件行政文書3、7、11、15及び19は、採石法第33条の規定により、甲法人が提出した採取計画認可申請書及びその添付書類である。
- イ 本件行政文書4、8、12、16及び20は、本件行政文書3、7、11、15及び19を受け付けた〇〇事務所長から土木監理課長への副申文書である。
- ウ 本件行政文書5、9、13、17及び21は、採石法第33条の6の規定により、本件行政文書3、7、11、15及び19に係る関係〇〇長の意見を聴取するとともに、関係法令上の支障の有無について関係課の意見を聴くための起案文書並びに関係〇〇長及び関係課の意見書である。
- エ 本件行政文書6、10、14、18及び22は、本件行政文書3、7、11、15及び19に係る認可をした起案文書である。
- オ 本件行政文書23は、採石法第33条の5の規定により、甲法人が平成9年に提出した採取計画の変更認可申請書及びその添付書類である。
- カ 本件行政文書24は、本件行政文書23を受け付けた〇〇事務所長から土木監理課長への副申文書である。
- キ 本件行政文書25は、採石法第33条の6の規定により、本件行政文書23に係る関係〇〇長の意見を聴取するとともに、関係法令上の支障の有無について関係課の意見を聴くための起案文書並びに関係〇〇長及び関係課の意見書である。
- ク 本件行政文書26は、本件行政文書23に係る添付書類が追加されたので、本件行政文書25に係る意見書について〇〇長あて再度照会したものである。
- ケ 本件行政文書27は、本件行政文書23に係る変更の認可をした起案文書である。
- コ 本件行政文書28及び30は、採石法第32条の7の規定により、甲法人が平成〇年及び平成〇年に提出した採石業の登録事項に係る変更届出書である。
- サ 本件行政文書29及び31は、本件行政文書28及び30に係る登録の変更を

した起案文書である。

(イ) 行政文書 3 2 ないし 4 4

森林法第 10 条の 2 の規定により、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者は、森林法施行規則で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされており、この森林法施行規則で定める手続きを具体化するものとして、本県においては、林地開発許可事務取扱要領（以下「要領」という。（平成 4 年 7 月 1 日施行、平成 15 年 3 月 31 日廃止。））を定めていた。

本件行政文書 3 2 ないし 4 4 は、これらの規定に基づき、甲法人から提出された申請書、届出書等及びそれに係る起案文書並びに甲法人から提出された行政指導に対する対応等に係る文書であり、各文書の詳細については下記のとおりである。

ア 本件行政文書 3 2 は、要領第 3 条の規定に基づき甲法人から提出された林地開発許可申請書であり、〇〇所長の進達文書並びに許可申請書及びその添付書類等からなる。

イ 本件行政文書 3 3 は、本件行政文書 3 2 に係る関係〇〇長等の意見を聴くための起案文書であり、開発行為の概要、案文、〇〇長からの意見書からなる。

ウ 本件行政文書 3 4 は、本件行政文書 3 2 の甲法人から提出された林地開発許可申請書を審査し、許可した起案文書等であり、受領書、許可起案文書からなる。

エ 本件行政文書 3 5 は、要領第 2 条の規定に基づき、甲法人が事前指導を受けるために許可申請前に提出したものであり、申出書に許可申請書の添付書類相当のものが添付されている。

オ 本件行政文書 3 6 は、本件行政文書 3 5 に係る関係〇〇長及び河川管理者等関係機関の意見を聴くための起案文書であり、開発行為の概要、案文、照会先一覧、添付書類としての林地開発行為事前指導申出書の抜粋からなる。

カ 本件行政文書 3 7 は、本件行政文書 3 6 の意見照会により集約した意見を甲法人に通知する起案文書である。

キ 本件行政文書 3 8 は、本件行政文書 3 6 の意見照会により集約した意見を通知したことに対する甲法人からの結果報告書であり、関係各課からの留意事項に対する対応策をまとめた表が添付されている。

ク 本件行政文書 3 9 は、甲法人の林地開発事前指導の終了を通知する起案文書である。

ケ 本件行政文書 4 0 は、要領第 3 条の規定に基づき甲法人から提出された林地開発許可申請書であり、許可申請書及びその添付書類等からなる。

コ 本件行政文書 4 1 は、本件行政文書 4 0 の甲法人から提出された林地開発許可申請書を審査し、許可した起案文書等であり、受領書、許可起案文書、〇〇所長の進達文書並びに〇〇長からの意見書からなる。

サ 本件行政文書42は、甲法人が提出していた変更届を取下げの旨申し出たものである。

シ 本件行政文書43は、要領第10条の規定に基づき、甲法人が許可を受けていた内容に軽微な変更が生じる旨を届け出たものであり、〇〇所長の進達文書、変更届、変更に係る許可申請書の添付書類、写真、図面等からなる。

ス 本件行政文書44は、本件行政文書43の受理を通知する起案文書である。

#### 4 非公開情報該当性について

##### (1) 実施機関が公開している部分について

実施機関は、本件事案とは別に次の決定処分により、別表1及び別表2の公開している部分を既に公開している。

(ア) 採石事業に関する文書の平成12年10月13日付け行政文書一部公開決定

(イ) 公文書非公開決定処分取消請求事件(略)に対する平成〇年〇月〇日付け高松地裁判決に伴う平成15年9月4日付け行政文書一部公開変更決定

(ウ) 上記事件の控訴審判決(略)に伴う平成15年12月5日付け行政文書一部公開変更決定

(エ) 平成16年3月30日付け審査会答申第260号及び第261号による決定に伴う平成16年6月1日付け行政文書一部公開変更決定

旧条例及び新条例に基づく公開・非公開の判断は、請求人のいかに問わず行うこととなっていること及び原則公開である旧条例の趣旨から判断すれば、実施機関が既に公開している部分は、特段の事情のない限り、公開すべきであると判断される。

また、実施機関が、第4の2の(3)のただし書で公開することとしている(ア)ないし(オ)の部分については、全て上記(イ)又は(エ)により実施機関が既に公開している部分に該当する。

よって、これらの部分については、以下の非公開理由に該当しているか否かの判断は行わない。

##### (2) 旧条例第6条第1号の該当性について

旧条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するために定められたものであるが、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人によって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした上で、さらに、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ

非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書きで規定し、公開することを定めたものと解される。

この基本的な考え方にに基づき、実施機関が非公開とした部分について検討する。

(ア) 「廃土廃石の処理についてのうち、採石業務管理者の印影」、「採石業務管理者試験合格証のうち、合格者の本籍及び生年月日」、「火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年齢、火薬類取扱保安責任者の氏名、印影及び保安手帳番号」、「火薬類消費計画書のうち、作成者の氏名及び印影、火薬類取扱所責任者氏名、火工所責任者氏名、発破場所責任者氏名、従事者氏名、保安手帳又は従事者手帳番号」、「戸籍謄本」、「誓約書のうち、地番及び所有者の氏名」、「印鑑登録証明書」、「〇〇の意見書添付のうち、特定の団体の意見書の代表者の印影」、「採取計画認可の起案文書発送欄の個人のサイン及び印影」、「変更の理由のうち、隣接地所有者の氏名」、「誓約書の個人の印影及び住所」、「林地開発行為施行能力に関する申告書のうち、主な役員及び技術者の年齢、在勤年数及び学歴」、「許可に係る概要のうち、隣接同意の備考欄 1 箇所」、「審査結果のうち、隣接同意の備考欄 1 箇所」、「受領書のうち、受領者の住所、氏名及び印影」これらの情報は、特定の個人が識別され得る個人に関する情報と認められるので、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

(イ) 「採掘及び使用承諾書」、「使用承諾書」、「採石同意書」、「隣接同意書」、「不動産賃貸契約書」、「土地使用貸借契約書」、「土地賃貸借契約書」、「変更理由のうち、隣接地所有者の契約の内容」、「土地に関する権利の取得状況（事業区域内）の個人の所有者の備考の欄」、「土地に関する権利の取得状況（隣接地）のうち、個人に係る部分」これらは、採石事業、林地開発行為に個人がどのような同意をしたか、当該同意が相続人によるものであるか否か等がわかる情報又は個人がどのような契約を締結したかがわかる情報であることから、個人の内心に関わる情報、資産に関する情報であって、特定の個人が識別され得る個人に関する情報と認められるので、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

### (3) 旧条例第 6 条第 2 号の該当性について

旧条例第 6 条第 2 号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方にに基づき、実施機関が非公開とした部分について検討する。

(ア) 法人等の印影

印影は、一般的に、法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、このような情報を外部に対して明らかにするかどうかは、本来、法人等が自らの業務の関わりの中で自主的に決定すべきことであり、法人等は、公開すべき相手方を限定する利益を有しているというべきである。しかしながら、このような情報であっても、当該法人等がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが公開されても、当該法人等の正当な利益を害するものとは認められない。

本件印影は、採石法及び森林法に基づき、甲法人から提出された文書に添付されている工事請負契約書及び採石同意書等に表示されているものであり、当該法人等がこのような文書を提出する相手方は、甲法人及び実施機関等に限定されていると考えられる。すなわち、本件印影はいずれも当該法人が真正かつ真意に基づいて作成した文書であることを示す機能を有する性質のものであるとともに、本件印影は特定の書類に限定して用いられ、当該法人においてむやみに公にしないものと認められることから、公にした場合には、当該法人の各種書類の偽造等に悪用されることなどが考えられる。

よって、本件印影は、内部管理情報として管理されているものと判断され、本件印影を当該法人等の事業活動に関わりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人等の正当な意思、期待に反し、当該法人等に不利益を与えるおそれがあると認められるので、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

- (イ) 「砕石搬出に伴う荷積施設の設置に関する同意書及び契約書」、「特定の団体との同意書、協定書及び念書」、「上申書」、「上申書のうち、対応策3」（本件行政文書15に限る）、「〇〇有地賃貸借契約書の賃貸借料の額」、「協定締結状況一覧表」、「採石事業終了後の跡地の取扱いについての1の部分」、「理由書のうち、対応策1、2、4の部分」、「水産課関係の対応策の1行目9字目から2行目18字目までの部分」

これらには、当該法人と地権者等との契約等の内容、了承事項、交渉の経過及び見込み、当該法人の抵当権に関する情報、採掘した採石の荷積・搬出に関する情報が記載されている。これらの情報は、当該法人の経理、経営又は事業活動上の内部管理に属する情報と認められ、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあると認められるので、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

- (ウ) 「印鑑証明書」、「預金残高証明書」、「林地開発行為施行能力に関する申請書のうち、主たる取引金融機関及び納税額」、「納税証明書」、「損益計算書、製造原価報告書、貸借対照表、財務諸表注記事項及び利益金処分計算書(案)」、「工事請負契約書の請負者の所在地、名称及び代表者名」

これらは、当該法人の経理、経営、事業活動上の内部管理に属する情報又は取



引先等に関する情報と認められ、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあると認められるので、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと判断される。

### 5 第3の2異議申立ての理由のうち、(3)について

新条例及び旧条例の解釈、運用に関するものでないので、審査会では判断しないものとする。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

(省略)

別表1 (平成15年度諮問2号関係)

(1) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった林地開発許可申請書の添付書類のうち「事業計画書」及び「跡地復旧計画図」(本件行政文書1)		
(2) 平成〇年〇月及び平成〇年〇月に甲法人から申請のあった採取計画認可申請書の添付書類のうち「跡地整備計画書」(本件行政文書2)		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
甲法人の印影	2号	全部

別表2 (平成15年度諮問12号関係)

(1) 昭和〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」(本件行政文書3)		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
廃土廃石の処理についてのうち、採石業務管理者の印影	1号	
採石業務管理者試験合格証のうち、合格者(採石業務管理者)の本籍及び生年月日	1号	
火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年令、火薬類取扱保安責任者の氏名、印影及び保安手帳番号	1号	甲法人の役員の氏名

火薬類消費計画書のうち、作成者の氏名及び印影、火薬類取扱所責任者氏名、火工所責任者氏名、発破場所責任者氏名、従事者氏名、保安手帳又は従事者手帳番号	1号	甲法人の役員の氏名
甲法人の印影	2号	全部
火薬類譲受・消費許可証のうち、貯蔵または保管場所の所有者又は占有者の印影	2号	
契約、協定及び同意関係書類	1,2号	〇〇の同意書は全部
上申書	2,5号	
(2) 昭和〇年〇月〇日付け〇〇事務所長からの副申文書（本件行政文書4）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(3) 昭和〇年〇月〇日付けで起案した「採取計画の認可について(意見聴取)」の起案文書（本件行政文書5）		
非公開部分	旧条例6 条該当号	公開している部分
なし		
(4) 昭和〇年〇月〇日付けで起案した「採取計画認可について」の起案文書（本件行政文書6）		
非公開部分	旧条例6 条該当号	公開している部分
なし		
(5) 昭和〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」（本件行政文書7）		
非公開部分	旧条例6 条該当号	公開している部分
廃土廃石の処理についてのうち、採石業務管理者の印影	1号	
採石業務管理者試験合格証のうち、合格者(採石業務管理者)の本籍及び生年月日	1号	
火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年令、火薬類取扱保安責任者の氏名、印影及び保安手帳番号	1号	甲法人の役員の氏名
甲法人の印影	2号	全部
火薬類譲受・消費許可証のうち、貯蔵または保管場所の所有者又は占有者の印影	2号	

契約、協定及び同意関係書類	1, 2 号	〇〇の同意書は全部
上申書	2, 5 号	
(6) 昭和〇年〇月〇日付け〇〇事務所長からの副申文書 (本件行政文書 8)		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(7) 昭和〇年〇月〇日付けで起案した「採石法第 3 3 条の 6 の規定による意見聴取について」の起案文書 (本件行政文書 9)		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(8) 昭和〇年〇月〇日付けで起案した「採取計画認可について」の起案文書 (本件行政文書 1 0)		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(9) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」(本件行政文書 1 1)		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
採石業務管理者試験合格証のうち、合格者(採石業務管理者)の本籍及び生年月日	1 号	
火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年齢、火薬類取扱保安責任者の氏名、印影及び保安手帳番号	1 号	甲法人の役員の氏名
戸籍謄本	1 号	
甲法人の印影	2 号	全部
火薬類譲受・消費許可証のうち、貯蔵または保管場所の所有者又は占有者の印影	2 号	
契約、協定及び同意関係書類	1, 2 号	〇〇の同意書は全部
上申書	2, 5 号	
(10) 平成〇年〇月〇日付け〇〇事務所長からの副申文書 (本件行政文書 1 2)		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分

なし		
(11) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採石法第33条の6の規定による意見聴取について」の起案文書（本件行政文書13）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(12) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採取計画認可について」の起案文書（本件行政文書14）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(13) 平成〇年〇月に甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」（本件行政文書15）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
採石業務管理者試験合格証のうち、合格者(採石業務管理者)の本籍及び生年月日	1号	
火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年令、火薬類取扱保安責任者の氏名、印影及び保安手帳番号	1号	甲法人の役員の氏名
誓約書のうち、地番及び個人の氏名	1号	
印鑑登録証明書	1号	
甲法人の印影	2号	全部
火薬類譲受・消費許可証のうち、貯蔵または保管場所の所有者又は占有者の印影	2号	
念書	2号	
印鑑証明書	2号	
契約、協定及び同意関係書類	1,2号	・法人等の採石同意書で、個人の印影及び法人等の印影を除く部分
上申書のうち、対応策3	1,2,5号	
(14) 平成〇年〇月〇日付け〇〇事務所長からの副申文書（本件行政文書16）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		

(15) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採石法第33条の6の規定による意見聴取について」の起案文書（本件行政文書17）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
〇〇の意見書添付のうち、特定の団体の意見書の代表者の印影	1号	
(16) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採取計画認可について」の起案文書（本件行政文書18）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
発送欄の個人のサイン	1号	
(17) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった「採取計画認可申請書」及び「同添付書類」（本件行政文書19）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
採石業務管理者試験合格証のうち、合格者(採石業務管理者)の本籍及び生年月日	1号	
火薬類譲受・消費許可証のうち、許可を受けた者の職業及び年齢並びに火薬類取扱保安責任者の氏名（従業員に限る）、印影及び保安手帳番号	1号	
誓約書のうち、地番及び所有者の氏名	1号	
甲法人の印影	2号	全部
理由書のうち、対応策2	2号	
跡地整備計画書の別紙「資金計画書」	2号	
理由書のうち、対応策1	1,2号	
上申書	1,2号	
理由書のうち、対応策4	1,2,5号	
契約、協定及び同意関係書類	1,2,5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇有地使用願の承認については全部</li> <li>・〇〇有地賃貸借契約書は、賃借料の額を除く部分</li> <li>・〇〇の隣接同意書は全部</li> <li>・法人等の採石同意書は、個人の印影及び法人等の印影を除く部分</li> </ul>

(18) 平成○年○月○日付け○○事務所長からの副申文書（本件行政文書20）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(19) 平成○年○月○日付けで起案した「採石法第33条の6の規定による意見聴取等について」の起案文書（本件行政文書21）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
○○長職務代理者からの回答文書添付意見書写しのうち、特定の団体の代表者の印影が記載された部分	1号	
(20) 平成○年○月○日付けで起案した「岩石採取計画の認可について」の起案文書（本件行政文書22）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(21) 平成○年○月○日付けで甲法人から申請のあった「採取計画の変更認可申請書」及び「同添付書類」（本件行政文書23）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
甲法人の印影	2号	全部
変更の理由のうち、隣接地所有者の氏名及び契約の内容	1,2号	
不動産賃貸借契約書	1,2号	
(22) 平成○年○月○日付け○○事務所長からの副申文書（本件行政文書24）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(23) 平成○年○月○日付けで起案した「採石法第33条の6の規定による意見聴取等について（変更認可）」の起案文書（本件行政文書25）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
○○の意見書添付のうち、特定団体の意見書の特定団体の印影	2号	全部

(24) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採取計画の変更認可申請書の添付書類の追加について」の起案文書（本件行政文書26）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(25) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「岩石採取計画の変更の認可について」の起案文書（本件行政文書27）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
発送欄の受領者の印影	1号	
(26) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった「登録事項変更届書」（本件行政文書28）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
誓約書の個人の印影	1号	
甲法人の印影	2号	全部
(27) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採石業者登録事項の変更について」の起案文書（本件行政文書29）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(28) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出のあった「登録事項変更届書」（本件行政文書30）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
誓約書の個人の印影及び住所	1号	
甲法人の印影	2号	全部
(29) 平成〇年〇月〇日付けで起案した「採石業者登録事項の変更について」の起案文書（本件行政文書31）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(30) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった林地開発許可申請書及び同添付書類（本件行政文書32）		

非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
林地開発許可申請書のうち、甲法人の印影	2号	全部
残高証明書	2号	
残置森林等の管理に関する誓約書のうち、甲法人の印影	2号	全部
印鑑証明書	2号	
林地開発行為施行能力に関する申請書のうち、主たる取引金融機関及び納税額	2号	
納税証明書（10通）	2号	
損益計算書、製造原価報告書、貸借対照表、財務諸表注記事項及び利益金処分計算書（案）	2号	
〇〇有地賃貸借契約書	2号	賃借料の額を除く部分
〇〇有地使用承認書	2号	全部
協定締結状況一覧表	2号	
碎石搬出に伴う荷積施設の設置に関する契約書	2号	
土地に関する権利の取得状況（事業区域内）のうち、同意の欄	1, 2号	全部
採石同意書	1, 2号	法人等の碎石同意書は、個人の印影及び法人等の印影を除き公開
土地賃貸借契約書	1, 2号	
協定書	1, 2号	
不動産賃貸借契約書	1, 2号	
土地使用貸借契約書	1, 2号	
土地に関する権利の取得状況（隣接地）	1, 2, 5号	
隣接同意書	1, 2, 5号	
林地開発行為施行能力に関する申請書のうち、主な役員及び技術者の年齢、在勤年数及び学歴	1号	
印鑑登録証明書	1号	
(31) 平成〇年〇月〇日付け甲法人の林地開発許可申請に係る意見照会についての起案文書（本件行政文書33）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
〇〇長の意見書添付書類中特定の団体の代表者の印影	1号	
(32) 平成6年6月30日付け甲法人への林地開発許可についての起案文書（本件行政文書34）		



非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
特定の団体との念書写し	2号	
許可に係る概要のうち、隣接同意の備考欄1箇所	1, 2, 5号	
審査結果のうち、隣接同意の備考欄1箇所	1, 2, 5号	
受領書のうち、受領者の住所、氏名及び印影	1号	
(33) 平成〇年〇月〇日付け甲法人から提出された林地開発行為事前指導申出書及び同添付書類（本件行政文書35）		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
林地開発行為事前指導申出書のうち、甲法人の印影	2号	全部
残高証明書	2号	
残置森林等の管理に関する誓約書のうち、甲法人の印影	2号	全部
採取計画認可申請書のうち、甲法人の印影	2号	全部
印鑑証明書	2号	
林地開発行為施行能力に関する申請書のうち、主たる取引金融機関及び納税額	2号	
納税証明書（5通）	2号	
損益計算書、製造原価報告書、貸借対照表、財務諸表注記事項及び利益金処分計算書（案）	2号	
工事請負契約書のうち、甲法人の印影並びに請負者の名称、所在及び印影	2号	甲法人の印影
採石事業終了後の跡地の取り扱いについてのうち、甲法人の印影及び1	2号	甲法人の印影
砕石搬出に伴う荷積施設の設置に関する契約書	2号	
理由書のうち、甲法人の印影及び対応策2	2号	甲法人の印影
〇〇有地賃貸借契約書	2号	賃借料の額を除く部分
〇〇有地使用承諾書	2号	全部
土地に関する権利の取得状況（事業区域内）のうち、同意及び備考の各欄	1, 2号	・個人の所有者に係る同意の欄 ・法人等の登記済の権利（乙・丙区）の同意及び備考の欄
理由書のうち、対応策1	1, 2号	

採石同意書	1, 2 号	法人等の砕石同意書は、個人の印影及び法人等の印影を除き公開
土地に関する権利の取得状況（隣接地）	1, 2, 5 号	〇〇に係る部分
理由書のうち、対応策 4	1, 2, 5 号	
隣接同意書	1, 2, 5 号	・法人等の隣接同意書は、個人の印影及び法人等の印影を除き公開 ・〇〇の隣接同意書は、全部公開
採石業務管理者試験合格証のうち、合格者の本籍及び生年月日	1 号	
林地開発行為施行能力に関する申請書のうち、主な役員及び技術者の年齢、在勤年数及び学歴	1 号	
印鑑登録証明書	1 号	
(34) 平成〇年〇月〇日付け甲法人林地開発行為事前指導申出に係る意見照会についての起案文書（本件行政文書 3 6）		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
甲法人の印影	2 号	全部
(35) 平成〇年〇月〇日付け甲法人の林地開発事前指導申出の意見の通知に係る起案文書（本件行政文書 3 7）		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		
(36) 平成〇年〇月〇日付け甲法人から提出された報告書（本件行政文書 3 8）		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
甲法人の印影	2 号	全部
水産課関係の対応策の 1 行目 9 字目から 2 行目 18 字目までの部分	2 号	
(37) 平成〇年〇月〇日付け甲法人への林地開発事前指導の終了の通知に係る起案文書（本件行政文書 3 9）		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分

なし		
(38) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から申請のあった林地開発許可申請書及び同添付書類（本件行政文書40）		
非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
林地開発許可申請書のうち、甲法人の印影	2号	全部
残高証明書	2号	
残置森林等の管理に関する誓約書のうち、甲法人の印影	2号	全部
採取計画認可申請書のうち、甲法人の印影	2号	全部
印鑑証明書	2号	
林地開発行為施行能力に関する申請書のうち、主たる取引金融機関及び納税額	2号	
納税証明書（5通）	2号	
損益計算書、製造原価報告書、貸借対照表、財務諸表注記事項及び利益金処分計算書（案）	2号	
工事請負契約書のうち、甲法人の印影並びに請負者の名称、所在及び印影	2号	甲法人の印影
採石事業終了後の跡地の取り扱いについてのうち、甲法人の印影及び1	2号	甲法人の印影
碎石搬出に伴う荷積施設の設置に関する契約書	2号	
理由書のうち、甲法人の印影及び対応策2	2号	甲法人の印影
〇〇有地賃貸借契約書	2号	賃借料の額を除く部分
〇〇有地使用承諾書	2号	全部
土地に関する権利の取得状況（事業区域内）のうち、同意及び備考の各欄	1, 2号	・個人の所有者に係る同意の欄 ・法人等の登記済の権利（乙・丙区）の同意及び備考の欄
理由書のうち、対応策1	1, 2号	
採石同意書	1, 2号	法人等の碎石同意書は、個人の印影及び法人等の印影を除き公開
土地賃貸借契約書	1, 2号	
協定書	1, 2号	
不動産賃貸借契約書	1, 2号	

土地使用貸借契約書	1, 2 号	
土地に関する権利の取得状況（隣接地）	1, 2, 5 号	〇〇に係る部分
理由書のうち、対応策 4	1, 2, 5 号	
隣接同意書	1, 2, 5 号	・法人等の隣接同意書は、 個人の印影及び法人等の 印影を除き公開 ・〇〇の隣接同意書は、全 部公開
林地開発行為施行能力に関する申請書のうち、主な役員及び技術者の年齢、在勤年数及び学歴	1 号	
採石業務管理者試験合格証のうち、合格者の本籍及び生年月日	1 号	
印鑑登録証明書	1 号	
(39) 平成〇年〇月〇日付け甲法人への林地開発許可についての起案文書（本件行政文書 4 1）		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
受領書のうち、受領者の住所、氏名及び印影	1 号	
(40) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出された林地開発行為変更届取下書（本件行政文書 4 2）		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
甲法人の印影	2 号	全部
(41) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人から提出された林地開発行為変更届（本件行政文書 4 3）		
非 公 開 部 分	旧条例6条 該当号	公開している部分
甲法人の印影	2 号	全部
変更の理由のうち、隣接地所有者の氏名及び契約の内容	1, 2 号	
土地に関する権利の取得状況（事業区域内）のうち、同意及び備考の各欄	1, 2 号	・個人の所有者に係る同意 の欄 ・法人等の登記済の権利 （乙・丙区）の同意及び備 考の欄
不動産賃貸借契約書	1, 2 号	
(42) 平成〇年〇月〇日付けで甲法人の林地開発行為変更届の受理についての起案文書（本件行政文書 4 4）		

非公開部分	旧条例6条 該当号	公開している部分
なし		